

として其地を治むる人を云、名義は別とかけけるは借字にて、吾君兄の意なるべしといはれき、太古は重きものにせられし姓なるにや、古事記中に、皇子達に別姓を負給へるもの二十五氏ありて、みな各國の地號もて氏とせられたり、されど別姓はやくうせにしにやあらん、後には別をもて氏とせられし也、そは天平神護元年三月甲辰、備前國藤野郡人正六位上藤野別真人廣虫女右兵衛少尉從六位上藤野別真人清麻呂等三人、賜姓吉備、藤野和氣真人、藤野郡大領藤野別公子麻呂等十二人、吉備藤野別宿禰とみえたり、略○中是等みな和氣を以て氏とせられたれば、別姓は失にしことを思へ、別姓にしも太古公姓をそへ賜へるを思ふに、別と云は、公といへるより下なりしものにて、別ながら公のことをとり行へるをさして、みな別公と云しにやあらん、其號の轉りて、やがて氏姓の如なれるにぞあべき、さならざらん、何そも姓を重云べきことかは、

〔古事記上〕天菩比命之子建比良鳥命此出雲國造、无邪志國造、上菟上國造、下菟上國造、津島縣直、遠江國造等之祖也。

〔古事記傳〕七國造は何れも久邇能美夜都古と訓べし、其由はまづ上代に、諸仕奉人等を總擧るには、臣連伴造、國造と並云り、書紀卷々に數又敏達卷に、臣連、二造とも有て、二造者、國造伴

造也と註せり、さてその國造は諸國にて其國の上として、各其國を治る人を云、ガハヤ戸なり、造は即

かの伴造と云る者にして、伴とは部を云、三枝部などの部なり、倍は即牟禮を約たる米に通は

したる言なり、上達部と書て、カムガチ故造の戸は、多くは某部と云、姓に多し、天武紀十二年九月

部と云ぬも其意なる姓なり、か、れば造は諸部にて上として、各其部を掌る人を云、戸なり、紀

垂仁卷に、某部々々云をあげて、井十箇品部とあり、又欽明卷に、秦人戸數總七千五十三戸、以

大藏掾爲秦伴造とある、是秦人戸を掌る人を秦伴造と云るなり、又雄略卷に、詔聚漢部、定其伴

造者云々、これ漢部を掌る人を其伴造と云なり、又孝德卷に、詔曰、若憂訴、されば二の造同義

之人有伴造者、其伴造先勳當而奏、これ其部々を掌る人を其伴造といへり、されば二の造同義

にて、郡領を記さたり、此も字は異なり、此訓のこ、北山抄に、名義は御臣なり、稱德紀詔に、貞久

淨伎心乎、以天朝廷、乃御奴止奉仕之米、天云々、また、ハセウカベ、チ丈部姉、テ乎波内都奴止爲氏冠位舉給比な